

独占禁止法と下請法の適用対象

1. 独占禁止法の適用対象

- 独占禁止法は事業者及び事業者団体が公正な競争を妨げる行為を規制しており、事業者及び事業者団体は以下のように定義されている。

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

- 2 この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。

(略)

- 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

- したがって、労働組合法上の労働者性が争われている個人事業者のような就労者について、独占禁止法の適用の可能性は以下の2通りがある。

①ある就労者が、独占禁止法上の事業者とされる場合

独占禁止法の事業者は、なんらかの経済的利益の供給に対応して反対給付を反復継続して受ける経済活動を行う者であればよく、その主体の法的性格を問わず、経済事業であれば営利目的か否かも問わないとされている。時々の経済の実態に即して柔軟にとらえるため、経済活動を行う者であれば幅広く該当するものとなっている。

医師や建築士等の自由専門業についても、対価を得てなされる経済活動であるとして、同法の事業者性が肯定されている。俳優やプロスポーツ選手のような者は、独立した事業者として活動しているときには同法の事業者性が肯定されると考えられているが、裁判例も含めて明確な基準は示されていない。

②ある就労者の団体が、独占禁止法上の事業者団体とされる場合

事業者団体を構成する事業者には、事業者の利益のために活動する役員、従業員、代理人等が含まれる。従業員をメンバーとする継続的な集まりも、「事業者としての共通の利益」の増進が目的であれば、独占禁止法の事業者団体に該当するとされている。

「事業者としての共通の利益」とは、構成事業者の経済活動上の利益に直接又は間接に寄与するものをいい、事業者の個々の具体的利益であるか、業界一般の利益

であるかは問わないとされている。以上のことから、多種多様な団体が独占禁止法における事業者団体に該当しうる。

- 独占禁止法の適用を受ける事業者又は事業者団体となっても、全ての事業者や事業者団体が独占禁止法上同一の取扱いを受けるものとは必ずしも言えず、公共目的のある地方公共団体の事業など、一般の経済事業とは異なる特性が認められる場合には、独占禁止法上の他の要件である「公共の利益に反して」、「競争を実質的に制限する」又は「公共な競争を阻害するおそれ」の判断において考慮されることがありうる。

2. 下請法（下請代金支払遅延等防止法）の適用対象

- 下請法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護することを目的としており、1956年に独占禁止法の補完法として制定された。
- 下請法が適用されると、親事業者に対して注文書の交付義務、下請代金の支払期日を定める義務、遅延利息支払義務等が課される他、親事業者の下請代金の減額、返品、買いたたき、報復措置等の行為が禁止される。
- 下請法は、以下の4つの類型を設けて下請事業者に保護を与えている。同法は親事業者と下請事業者について定義を置いているが、法人ではない個人事業者であっても下請事業者該当しうる。

- ・ 製造委託

- 物品（家屋などの建築物は除く。）の販売や製造を営む事業者が、規格、品質、形状、デザイン、ブランドなどを細かく指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託する場合

- ・ 修理委託

- 物品の修理を請け負っている事業者がその修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託する場合

- ・ 情報成果物作成委託

- ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなど情報成果物の提供や作成を営む事業者が、他の事業者にその作成作業を委託する場合

- ・ 役務提供委託

- 運送やビルメンテナンスをはじめ各種サービス（建築業を除く。）の提供を営む事業者が、請け負った役務を他の会社に委託する場合

- 下請事業者の代表的な要件は受託することであり、何らかのデザイン、仕様等を委託者（親事業者）の側が示してこれを受託者（下請事業者）に作業させることが必要だが、仕様等は契約書に限定されるものではなく、受託者に作成させた書面を承認してそれに基づいて作業を行わせる場合も含まれる。また、請負や売買といった契約形式は問われないとされている。

出典：「下請代金支払遅延等防止法ガイドブック」（公正取引委員会、2010年）

：『注釈独占禁止法』根岸哲（有斐閣、2009年）

：「ポイント解説 下請法」（公正取引委員会・中小企業庁、2009年）

：「下請法のあらましー下請法遵守のためのハンドブッカー」（公正取引協会、2009年）

：『条解独占禁止法』厚谷襄児（弘文堂、1997年）